

## 2. 安全・安心なまちづくり



## 2-1 災害・火災対策の推進

### 施策1 消防・防災対策の推進

#### 基本方針

南海トラフ地震や大型台風などの大災害、また、地域での火災など、市民の生命・身体および財産をさまざまな災害から守るために、市民や自治会、防災関係機関、災害応援協定団体との連携を強化し、防災・減災体制の更なる充実に努めます。

#### 現状と課題

##### ① 消防団員の確保

消防団は、人口減少や就業形態の多様化、生活環境の変化などにより入団者が少なくなっています。消防団員の確保が急務となっています。今後は、消防団の重要性や必要性などの周知に努め、特に若年層や女性の団員確保についての施策を推進する必要があります。

##### ② 地震津波への対応

東日本大震災以降、日本でも地震が頻発し、近年は世界的にも火山活動が活発化しています。そのような中で、志摩市は平成26年3月に、「南海トラフ地震防災対策推進地域」および「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されており、今後は、防災対策はもちろん、減災対策についても必要な施策の抽出や施策の優先順位の確立が求められています。

##### ③ 風水害への対応

大型台風や土砂災害などの風水害は毎年のように日本各地で大きな被害をもたらし、志摩市においても台風、土砂災害、竜巻などについても今まで以上に備えが必要となっています。

##### ④ 災害時の活動拠点整備

災害時の地域における活動拠点となる消防団施設が、津波浸水区域内にある箇所については、高台への移転が必要となっています。

##### ⑤ 災害時における医療体制

災害時の医療および保健活動については、具体的な行動内容を定め、体制を構築することが求められており、そのため、関係機関と連携した具体的な行動の決定、訓練の実施、物品の備蓄などが必要となっています。

##### ⑥ 災害時における福祉体制

災害時の要援護者支援など、地域における支援のネットワークの形成や災害時支援ボランティアの育成など、災害時の福祉体制の整備などが必要となっています。

#### 施策展開上の重点化の視点

- ・防災体制の強化はもちろんですが、市民への持続的な防災意識啓発を行い、自主防災組織の防災対応力を向上させることが防災・減災対策を講じるうえで最重要施策と位置づけます。
- ・自助・共助・公助の取り組みを充実させ、災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合においては、市民生活が一日でも早く通常の生活に戻れるように、復旧復興体制の強化を図ります。

## 今後の取り組みの内容

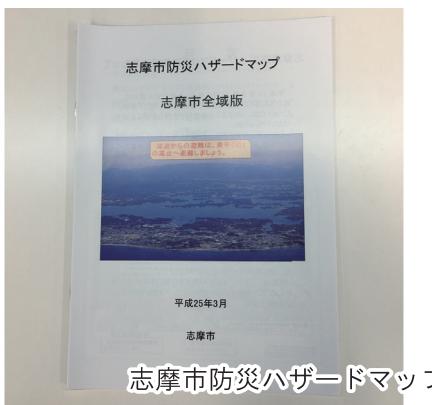
①地域消防力の充実	主な担当課
<p>①-1 消防団員の確保 <b>防</b></p> <p>消防団員として活動しやすい環境づくりを進めるため、消防団の重要性などに関する周知や消防団協力事業所制度の推進を図ります。また、将来の消防団員や地域の消防防災を担う人材づくりのため、少年消防クラブの育成支援や学校での防災教育との連携を深めていきます。</p>	
<p>①-2 地域消防体制の強化 <b>防</b></p> <p>災害時に迅速な対応がとれるよう、普段から常備消防や地域の自主防災組織などとの積極的な連携を図ります。また、消防車両や資機材などの定期的な更新を図り、消防防災体制の強化と維持に努めます。</p> <p>離島地域における消防防災体制づくりに努めます。</p>	
<p>①-3 地域消防施設の整備・充実 <b>防</b></p> <p>災害時に地域の消防防災活動の拠点のひとつとなる消防団施設の整備と維持・改修に努めます。また、津波浸水区域内にある消防団施設は、計画的に高台への移転整備を図ります。</p>	
<p>②救急救護体制の充実</p> <p>②-1 AED (*) 設置の推進</p> <p>AEDについては、市内の学校などを含む公共施設への設置を継続し、民間施設などへの設置についても普及に努めます。</p> <p>②-2 救命講習会の普及啓発</p> <p>AEDの取り扱いを含む普通救命講習会に関する普及啓発を図り、市民の救命意識の向上に努めます。</p>	地域防災室 健康推進課
<p>③地域防災力の向上</p> <p>③-1 実践的な防災体制の構築 <b>防</b></p> <p>地域防災計画や職員初動マニュアル、避難所運営マニュアルなどの各種マニュアルを必要に応じ見直します。また、災害時応援協定団体との平常時からの連携を図ります。</p> <p>③-2 防災対応力の養成 <b>防</b></p> <p>総合防災訓練や災害図上訓練、医療連携訓練など、救助機関・災害時応援協力団体などと共同した実践的な訓練を実施します。また、避難所運営訓練、避難所運営図上訓練など、地域住民を主体とした実践的な訓練を実施します。</p> <p>③-3 自主防災組織の強化 <b>防</b></p> <p>自主防災リーダー研修会や防災技術指導員による各種講習会を実施し、自主防災組織の強化を図ります。また、市職員やボランティア団体を対象に防災アドバイザーを養成し、自主防災組織の強化を図ります。</p> <p>③-4 防災意識の普及・啓発 <b>防</b></p> <p>市ホームページや広報紙へ防災関連記事を定期的に掲載し、市民への防災情報の伝達を図ります。また、津波浸水予測や被害想定の見直しの機会を通じて、防災ハザードマップ (*) を作成し、防災意識啓発を図ります。さらには、防災教育研修会などの機会を通じて、子どもたちの防災意識の向上に努めます。</p>	

# 政策2-1 災害・火災対策の推進

		主な担当課
④	減災対策の強化	
④	-1 情報発信 <b>防</b>	
防災行政無線、戸別受信機、Jアラート（*）（公共情報コモンス）、市緊急情報メールなどを通じて、被害情報や避難情報などの防災情報を市民に素早く正確に発信します。	3	前期基本計画2
④	-2 防災施設の整備 <b>防</b>	
避難者の安全を確保する避難所や備蓄食糧、必要な資機材を保管する防災倉庫の整備に努めます。	3	地域防災室
④	-3 津波避難施設および避難路の整備 <b>防</b>	
津波からの避難困難地域における津波避難施設や誰もが早急に夜間などにも安全に避難できる避難路の整備を進めます。	3	健康推進課
⑤	応急・復旧体制の整備	
⑤	-1 災害時医療等活動体制の構築 <b>防</b>	
関係機関と連携して、災害時の医療および保健活動体制を構築し、平常時からの情報交換や体制の確認、訓練を実施します。また、活動に必要な医薬品やその他物資・資材の備蓄などを行います。	3	安全・安心なまちづくり
⑤	-2 関係機関などとの連携 <b>防</b>	
国およびその他関係機関との適切な役割分担や防災情報の共有化など、相互の連携強化に努めます。	3	地域防災室
⑤	-3 災害時応援協定の締結 <b>防</b>	
災害発生時に迅速な応急対策や支援を得られる体制を確保できる協定を結び、早急な市民の生活基盤の復旧を目指します。	3	健康推進課
⑤	-4 備蓄食糧の整備 <b>防</b>	
避難者の応急対策として、想定避難者の3日分の食糧の備蓄を目標にするとともに、市民一人ひとりの食糧などの備蓄についても啓発を進めています。	3	安全・安心なまちづくり
⑤	-5 避難行動要支援者対策 <b>防</b>	
災害発生時の避難などに特に支援を要する方への支援に努め、避難行動要支援者名簿の作成にも取り組みます。	3	地域防災室
⑤	-6 災害状況の把握 <b>防</b>	
災害発生後に災害状況を正確に早く把握できる体制を構築し、市民生活の早急な応急復旧を目指します。	3	安全・安心なまちづくり
⑥	有事対策への対応	
⑥	-1 有事対策への対応	
武力事態等有事を想定し、国・県との連携によりJ-ALERT（*）通信訓練、安否情報システム入力訓練など、各種訓練を実施し、緊急連絡体制の確保を図ります。	3	安全・安心なまちづくり
⑥	-2 新型インフルエンザなどの感染症対策の強化	
関係機関と連携して、予防接種体制を構築し、平常時からの情報交換や体制の確認、訓練を実施します。また、対策に必要な医薬品やその他物資・資材の備蓄などを行います。	3	地域防災室

## 施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値(直近)		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	消防団員充足率	%	27	94.9	96	97	
2	救命講習会開催回数	回／年	26	28	33	38	
3	災害図上訓練実施回数	回／年	27	1	2	2	地域防災室
4	志摩市自主防災リーダー研修会開催回数	回／年	27	1	3	5	
5	災害時備蓄食糧整備	食	26	82,005	-	85,000	
6	災害医療訓練実施回数	回／年	26	1	2	2	健康推進課
7	新型インフルエンザ等対策訓練実施回数	回／年	26	0	1	2	



### 施策2 河川・海岸・砂防の整備

#### 基本方針

市民の不安を取り除くため、洪水防止対策や土砂災害対策、また、津波や高潮などの対策を推進し、自然災害を防止するとともに、眺望や景観に配慮した河川や海岸および漁港海岸の整備・保全に努めます。

#### 現状と課題

##### ① 洪水対策

台風や大雨時の河川氾濫により、道路や住宅、農地に被害を与えています。県管理の河川整備に比較して市管理の河川整備の進捗が遅い状況にあり、計画的に整備・改修を行っていく必要があります。

##### ② 海岸線および海岸施設の保全

防潮扉の動力化が進められていますが、県営の施設が多く、継続して新設・維持補修などの要望をしていく必要があります。市営漁港海岸保全施設も老朽化した個所が多く、今後、現状を正確に把握し、県の海岸保全基本計画などともあわせ、施設の整備について検討する必要があります。

##### ③ 海岸の津波対策の推進

市が管理する漁港海岸の地震・津波対策について、長期を展望しつつ、中長期的な視野の基で、施策の推進方針や方向性を明らかにするとともに、優先度判断を基に漁港海岸整備計画を策定する必要があります。

##### ④ 土砂災害対策の推進

新たな宅地開発が進み、それに伴って土砂災害の発生するおそれのある危険な箇所も年々増加し続けています。住民の生命を守るため、そのような危険個所に対して、膨大な時間と費用がかかる砂防堰堤や急傾斜などの工事だけでなく、情報伝達や警戒避難体制の整備、既存住宅の移転促進などの総合的な支援を行うことが必要です。

#### 施策展開上の重点化の視点

- 海岸保全区域の調査・測量などを実施し、現状の正確な把握に努め、地震・津波対策や海岸保全施設の予防保全などの整備を考慮しながら海岸保全施設の適切な維持管理を行います。



広島での土砂災害の様子（H26）

〔出典：（一財）消防科学総合センター〕

## 今後の取り組みの内容

① 河川・海岸・砂防の整備	主な担当課
①-1 洪水防止対策の推進 <b>里</b> 県管理の2級河川の整備要望を引き続き行っていくとともに、市管理の準用河川などの整備に努めます。	
主要道路の河川整備や排水路整備を行うことにより冠水場所の改善を図り、安全な生活道路の確保に努めます。	
①-2 海岸保全対策の推進 <b>里 防</b> 環境に配慮するとともに、防災機能を有する海岸の整備を推進するよう継続して県に働きかけます。	建設整備課
地震・津波対策や海岸保全施設の予防保全などの整備を考慮した海岸保全整備計画を策定するとともに海岸保全施設の適切な維持管理に努めます。	水産課
①-3 土砂災害対策の推進 <b>里</b> 市民の安全・安心を確保するため、今後も急傾斜地崩壊対策事業を継続して進めます。	都市計画課
土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅などの新規立地の抑制について検討します。	
土砂災害から、市民の生命、身体または財産を守るために、既存住宅の移転促進などの支援を行います。	

## 施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	道路の冠水箇所数（市道）	箇所	26	6	4	2	建設整備課
2	漁港海岸整備計画の策定数（市管理の8漁港海岸）	漁港海岸	26	0	8	8	水産課
3	土砂災害に備えた移転支援棟数	棟（累計）	27	0	5	10	都市計画課



## 2-2 生活安全対策の推進

### 施策 1 交通安全・防犯の推進

#### 基本方針

安全・安心なまちづくりを推進するため、交通安全施設の整備や改修を進め、交通事故の未然防止に努めるとともに、警察や関係機関・団体と連携し、市民の交通安全意識の向上を図ります。また、地域と連携した防犯パトロールを実施し、地域における犯罪などの抑止に努めます。

#### 現状と課題

##### ① 交通安全体制の推進

志摩市交通安全会と志摩市防犯委員会を一元化し、志摩市地域安全会として活動を実施していましたが、平成 27 年度からは、街頭指導活動などの交通安全活動については鳥羽地区交通安全協会の活動と重複することから、志摩市地域安全会としては防犯に特化した活動を展開しています。

#### 施策展開上の重点化の視点

- 市役所や地域安全会による青色防犯パトロール（\*）などの実施により、市内の防犯体制の強化に努めます。また、通学路などの子どもの安全対策のため、志摩市通学路交通安全プログラムによる対策に取り組みます。



## 今後の取り組みの内容

今後の取り組みの内容						主な担当課
<b>①交通安全対策の推進</b>						
①-1 交通安全意識の普及啓発						
警察や関係機関、団体などと協力した四季の交通安全運動や市民に見える街頭啓発活動などを実施し、交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故の防止へつなげていきます。						
①-2 交通安全施設の整備						
視距が不良な道路などへの対応や出会いがしらの事故防止のため、カーブミラーなどの交通安全施設の整備・改修を実施します。						
①-3 交通事故被害者救済対策の推進						
交通事故被害者に対し、支援機関において行われている貸付や給付、相談などの支援事業を紹介し、被害者の負担軽減に努めます。						
①-4 通学路における交通安全対策						
志摩市通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全確保に努めます。						
①-5 高齢社会における交通安全対策						
警察や関係機関と連携した交通安全シルバーリーダーの育成支援や高齢者学級などを通じた交通安全啓発活動に努めます。						
<b>②防犯対策の推進</b>						
②-1 地域防犯活動の推進 <small>生</small>						
自主防犯パトロール（青色防犯パトロール）の積極的な展開を図り、地域と連携した防犯対策活動を推進します。また、登下校時などにおける子どもの安全を守るため、不審者情報に関するメール配信システムを運用します。						
②-2 防犯施設の整備						
夜間における歩行者の安全確保および防犯対策のため、市の設置基準に基づき、LED 防犯灯などの整備・改修に努めます。また、防犯カメラに関する検討を行います。						
②-3 特殊詐欺対策の啓発						
特殊詐欺被害の未然防止を図るために、警察や関係機関、団体との連携を図り、防止対策に関する啓発活動に努めます。						
②-4 暴力団排除対策の推進						
警察や関係機関・団体との連携を図り、地域や職域および公共事業などからの暴力団排除に向けた、あらゆる対策や活動を推進します。						

## 施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	交通事故発生件数	件／年	26	1,305	1,250	1,200	
2	交通事故死者数	人／年	26	1	0	0	地域防災室
3	青色防犯パトロール実施回数	回／年	26	58	75	100	
4	志摩市教育メール登録保護者の割合	%	27	95	95	95	学校教育課

### 施策 2 消費者教育の推進

#### 基本方針

健全な消費生活を送ることができるよう、消費者の自立を支援するための教育および啓発活動を行います。また、消費者からの苦情、相談などへの迅速な対応に努めます。

#### 現状と課題

##### ① 消費者教育の推進

めまぐるしく変化する社会情勢の中で、消費者からの苦情や相談などが多様化・複雑化しており、志摩市でも、インターネットなどを利用した架空請求や通信販売トラブルなどの被害・相談苦情が増加していることから、さらに相談対応の充実を図り、市民が消費者被害に遭わないよう関係団体と連携し、消費生活出前講座を開催し消費者教育を推進していく必要があります。特に、高齢者などを中心に消費トラブルが増加・深刻化しており、地域で見守るネットワークづくりを推進していく必要があります。

#### 施策展開上の重点化の視点

- ・ 地域で高齢者などを見守るネットワークづくりを推進していくため、民生委員や福祉関係者などに対して働きかけを行い、多様な関係者の間に立って調整をするコーディネーターの育成を行います。

## 今後の取り組みの内容

①消費者教育の推進	主な担当課
①-1 消費者教育の推進	観光商工課
老人会、自治会と連携し、消費生活出前講座を開催します。また、民生委員や福祉関係者を対象に、見守りのための消費生活出前講座を開催します。	
消費者教育の一環として、広報紙の活用や啓発チラシを配布します。	
学校での消費者教育を推進します。	学校教育課
①-2 消費者相談の充実	
消費者からの苦情、相談に迅速に対応できるよう、三重県消費生活センターと連携し、消費者の自立支援に努めます。	
県と連携し、多重債務に陥っている人に対して、債務整理などの相談を行います。	

## 施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	消費生活出前講座などへの参加者数	人／年	26	487	600	600	観光商工課



# 2-3 居住環境の整備

## 施策 1 都市計画の推進

### 基本方針

計画的な土地利用を推進し、魅力的なまちづくりを進めるとともに、志摩市の特徴を生かした景観の保全・創出に努めます。また、土地の保全管理や土地行政の円滑化を推進し、大規模災害から迅速に復旧・復興を図るための地籍調査を推進します。

### 現状と課題

#### ① 魅力あるまちづくりの推進

志摩市として一体的に魅力ある都市空間づくりを進めるため、平成 20 年度に策定した「志摩市都市計画マスターplan」に基づき、まちづくりを進めていくことが必要です。土地利用や都市計画に関わるさまざまな情勢の変化、市民のまちづくりに関する意向の変化などを考慮しながら、適時・適切に見直しを行うことが求められています。

#### ② 地籍調査の推進

地籍調査は、地震による津波浸水被害の想定される地域および公共事業の計画がある地域を重点的に進めていく方針となっています。しかし、過去に調査をしたもののが法務局へ登記されていない地域もあり、新たな地区の調査と並行してその処理を継続的に進めていく必要があります。

### 施策展開上の重点化の視点

- 限られた予算や人員で効果的に進めていくために、他の部署・機関との連携を行いながら地籍調査事業を推進します。また、公共事業の円滑化や事務効率の向上につながるよう、推進していきます。

## 今後の取り組みの内容

①計画的な土地利用の推進						主な担当課
①-1 適正な土地利用						
志摩市都市計画マスタープランの方針に基づき、用途地域の指定について検討します。						
①-2 都市計画マスタープランの推進・展開						
志摩市都市計画マスタープランの方針に従い、それぞれの地域の特性を生かしたまちづくりを推進します。						
①-3 地域の特徴を生かした景観の保全と創出 <span style="background-color: #008000; color: white;">■</span>						都市計画課
美しい自然景観の歴史・なりわい景観を大切にし、また、新たに志摩市の特徴を生かした景観を創出するため、志摩市景観計画に基づき、景観保全などに努めます。						
②土地に関する調査の推進						
②-1 地籍調査の推進						
土地の地籍を明確にするため、国土調査法および国土調査促進特別措置法に基づく国土調査事業十箇年計画に沿って、継続した地籍調査を実施します。						

## 施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	地籍調査の進捗率	%	26	47.9	48.6	49.0	
2	都市計画マスター - プラン地区構想の策定地区数※	地区	27	3	5	5	都市計画課

※旧志摩郡 5 地区（策定済 3 地区）

### 施策 2 良質な住宅の整備

#### 基本方針

老朽化の著しい市営住宅については、入居者の住替えを促進し、安全確保と住宅の集約化を図るとともに、住民ニーズに沿った良質な市営住宅を無駄なく適正に供給します。一般の木造住宅の耐震化については必要性や正しい補強方法の周知・啓発に努め、増えてきている空家等の適正管理と利活用についても検討を進めていきます。

#### 現状と課題

##### ① 市営住宅の適正化

市営住宅については建設から年数が経過し、老朽化の進んだ建物が多くなっている現状があります。一方、人口減少などにともない市営住宅の需要は減少する中で入居者の高齢化や母子世帯や生活保護世帯の入居比率が高くなっています。今後はより住民のニーズに沿った良質な市営住宅を適正に供給していくとともに、人口減少対策として、一部を特に若者世帯向けの住宅へ改修していくことも検討していく必要があります。

##### ② 住宅・建築物の耐震化の推進

南海トラフ地震などの大規模災害の発生が予想される中、木造住宅などの耐震診断はおおむね進んでいますが、耐震診断を受けても、経済的な事由により耐震補強の実施までにいたっていない住宅が多くあります。耐力度のない木造住宅などの耐震補強は未整備の状況がみられるため、耐震化の必要性や正しい補強方法の周知に努めます。また、三重県が第1次緊急輸送道路（\*）を耐震診断義務対象路線に指定したため、第1次緊急輸送道路沿道で道路を閉塞する恐れのある建築物に対して耐震診断の補助を行い、耐力度のない建築物は耐震化を進める必要があります。

##### ③ 空家等対策

近年、適切な管理が行われていない空家等が増加し、防災、衛生、景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月26日に全面施行されました。志摩市においても今後は、空家等を減少させるとともに、その利活用についても検討が必要になります。

#### 施策展開上の重点化の視点

- ・老朽化の著しい市営住宅については、住替えを促進するとともに、入居者の実態や住宅公募時の応募状況などを分析し、地域や入居者の需要を的確に把握します。
- ・空家等の所有者へ周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理を要望するとともに、耐震補強実施や除却の啓発に努めます。
- ・移住者支援対策として空家等を活用することを検討します。

## 今後の取り組みの内容

主な担当課				
<b>① 良質な住宅の供給</b>				
①-1 老朽市営住宅の解体および市営住宅の集約化 <b>防</b>				
住宅入居者の安全確保と適正かつ効率的に住宅を管理するため、老朽化の著しい住宅入居者の住替えを促進のうえ、老朽住宅の解体を実施し、市営住宅の集約化を図っていきます。				
②-2 新たな住宅供給計画の策定および良質な住宅の供給 <b>生</b>				
市営住宅の需要調査を実施のうえ、新たな住宅供給計画を策定し、実情に見合った良質な住宅を、必要な戸数だけ無駄なく適正に供給します。				
<b>② 耐震化の推進</b>				
②-1 住宅の耐震化の促進 <b>防</b>				
一般の木造住宅の耐震化に向けて、さらなる啓発を図るとともに、要安全確認計画記載建築物に対して、耐震診断の補助を行い、耐力度のない建築物に対して、耐震補強の補助制度を検討します。				総合政策課 住宅営繕課
<b>③ 空家等の対策</b>				都市計画課
③-1 空家等の調査				
空家等などに関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等調査の実施について検討します。				
③-2 特定空家等 (*) の削減 <b>防</b>				
市民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るために、特定空家等の削減を促進します。				
③-3 空家等の利活用 <b>生</b>				
市民の生活に深刻な影響を及ぼす特定空家等を増やさないために、空家等の利活用（空き家バンクなど）を促進します。また、県外からの移住者を増やすための施策として空家等の有効活用を検討します。				

## 施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	市営住宅管理戸数	戸	27	584	568	536	住宅営繕課
2	木造住宅耐震診断支援件数	棟(累計)	26	917	1117	1317	
3	木造住宅耐震補強設計補助	棟(累計)	26	73	98	123	
4	木造住宅耐震補強補助事業	棟(累計)	26	74	99	124	
5	木造住宅リフォーム工事補助事業	棟(累計)	26	17	42	67	
6	緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補強事業	棟(累計)	26	0	25	-	
7	移住促進空き家改修支援の実績数	棟(累計)	26	0	12	-	



## 2-4 交通体系の整備

### 施策 1 道路網の整備・充実

#### 基本方針

日常生活における利便性と安心・安全性を高め地域経済を支えるため、広域幹線道路や市道の整備、橋梁の耐震化および長寿命化を進めるとともに、バリアフリー化の推進などの道路環境づくりに努めます。

#### 現状と課題

##### ① 道路網の整備

生活道路としての市道整備は着実に進んでおり、地域経済を支える広域幹線道路整備としての国道 167 号（鵜方磯部バイパス）や広域ネットワーク（磯部バイパス）の整備も着実に進んでいます。今後も引き続き、市道については計画的な整備に努め、広域幹線道路網の整備については県などの関係機関への働きかけを強化していく必要があります。

##### ② 道路の耐震化・長寿命化

地震発生時における孤立地域や救急医療施設へのアクセス、防災拠点となる公共施設への緊急物資などの緊急支援ルートが速やかに確保されるよう、今後、発生が予想される大規模地震に備えた道路整備や橋梁の耐震化および長寿命化に係る取り組みが必要となっています。

##### ③ 道路のバリアフリー化と景観向上

道路景観の向上やバリアフリー化の推進に関しては、十分な取り組みがなされているとはいえず、伊勢志摩国立公園という立地条件を踏まえた道路環境の質的向上やバリアフリー化を進める必要があります。市民からの要望を反映させながら、環境、景観および交通弱者（＊）に配慮した次世代型の道路整備への方向転換を検討する必要があります。

#### 施策展開上の重点化の視点

- ・橋梁の点検や健全度評価、修繕計画の策定を計画的に行い、橋梁の耐震化および長寿命化を進めます。



## 今後の取り組みの内容

						主な担当課
①	広域幹線道路の整備					
① -1	広域道路ネットワークの整備	防				
	救急・医療・防災上、重要となる広域道路ネットワーク整備（磯部バイパス鳥羽市白木町～磯部町恵利原間）の推進を県に働きかけます。					
① -2	幹線道路の整備	防				
	産業・輸送機能を有する幹線道路整備の推進にあたり、県に協力していきます。					
②	市道の整備					
② -1	生活道路の整備	生				
	住民生活に密着した生活道路の適正な整備に努め、特に病院や学校などへの通院・通学のための道路については、市民の要望を反映しつつ、優先的に整備が図れるよう検討していきます。					
② -2	市道整備計画の策定					
	今後の市道整備のあり方や進め方を計画的に行うため、市道整備計画の策定を検討します。					
③	道路の耐震化・長寿命化の推進					建設整備課
③ -1	道路の耐震化・長寿命化の推進	防				
	大規模地震に備えて、避難や救助活動を円滑に行うことができるよう、橋梁の耐震化や長寿命化を効率的に行います。					
④	道路環境の向上					
④ -1	バリアフリー化の推進					
	高齢者や児童などの交通弱者に配慮して、道路の段差解消や歩行者のために路肩にセーフティゾーンを設置するなど、道路整備を試行的に行い、将来にわたって推進すべき事業を展開します。					
④ -2	道路景観の向上	国				
	伊勢志摩国立公園内であるという地理的条件を生かし、自然や景観に配慮した道路施設の整備を行います。また、美化パートナーなど、各種団体と協力して道路の美化に努めます。					
④ -3	標識の整備・充実	国				
	景観に配慮したもの、あるいは国立公園内であることをアピールできる標識の作成に努めます。					

## 施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	道路整備箇所数	箇所／年	26	39	20	20	
2	橋梁長寿命化施工箇所数	箇所（累計）	26	2	13	23	
3	バリアフリー施工箇所数	箇所（累計）	26	2	8	13	建設整備課
4	道路美化協力団体数	団体（累計）	26	18	20	20	

### 施策 2 公共交通体系の充実

#### 基本方針

生活交通の利便性を高めるため、バス路線や定期航路、県道船の維持・確保に努めながら公共交通網の整備を行うとともに、交通体系の見直しを進めます。

#### 現状と課題

##### ① 効率的・効果的な公共交通網の体系化検討

利用者の減少傾向が続く公共交通機関は、路線の廃止・運行本数の削減など、運行確保が困難な状況となっています。自ら交通手段を持たない高齢者や学生など交通弱者にとって、公共交通機関はなくてはならない移動手段で、高齢化の進行にともない、ますますその役割は重要となっています。各種交通機関の利用状況、利用形態などを常に把握し、より効率的で効果的な地域の実情にあった公共交通を検討し、確保する必要があります。

##### ② 離島地域における日常移動手段

離島地域における島民の日常生活に不可欠な定期航路を県道船によって維持していますが、県道船が老朽化してきているため頻繁に修理が必要な状況となっています。

#### 施策展開上の重点化の視点

- ・老朽化した県道船の改修や更新について、引き続き三重県と検討していきます。

## 今後の取り組みの内容

①公共交通網の整備		主な担当課
①-1 バス路線の維持・確保 <span style="background-color: #669933; color: white;">生</span>		
運行事業者に対する補助の継続や自主運行バスの効率的な運行に努めます。		
①-2 定期船航路の維持・確保		
離島航路については島への唯一の公共交通機関であるため、引き続きその維持に努めます。		総合政策課
運行事業者に対する補助の継続に努めるとともに、代替手段導入の可能性を含めた検討を行います。また、県道船の運航の継続に努めます。		建設整備課
①-3 市営駐車場や駅前広場の維持・管理		都市計画課
市営駐車場や駅前広場の適正な維持・管理に努めるとともに、施設のあり方についても検討していきます。		
②交通体系の見直し		
②-1 効率的で効果的な交通体系の構築 <span style="background-color: #669933; color: white;">生</span>		
地域の実情に合った、より効率的で効果的な公共交通を維持できるよう、関係機関との調整を行い、検討を重ねます。		

## 施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	志島循環線の利用者数	人／年	26	21,152	19,000	18,000	
2	磯部地域予約運行型バス 1便あたり利用人数	人／年	26	1.5	2	2	
3	磯部地域予約運行型バス 1便あたり収支率※	%	26	17.4	15	15	総合政策課
4	英虞湾内指定航路の利用者数	人／年	26	25,452	23,000	22,000	

※収支率＝収入金額／委託料



磯部地域予約運行型バス「ハッスル号」



県道船「まとや丸」

## 市民・事業者との協働の方向

### ●火災・災害対策の推進に向けて

- ・ 南海トラフ地震や大型台風などの身近で起こりうる災害についての意識を持ち、防災・減災対策を実現していくため、行政・救助機関・災害応援協定締結団体との連携や自主防災組織による地域防災力の向上に努めます。
- ・ 「命を守る」ことを基本として、市民一人ひとりが迅速かつ主体的に避難行動が取れるよう、自助・共助の取り組みを強化・支援していきます。
- ・ 災害発生時には、市民の早急な生活復旧を図るために、市民・事業者・行政が一体となって、災害応急復旧体制を構築します。

### ●生活安全対策の推進に向けて

- ・ 志摩市通学路交通安全プログラムに基づき、学校や保護者、自治会などと連携して事業を推進します。
- ・ 志摩市地域安全会と協働して青色防犯パトロールに取り組みます。
- ・ 老人会や自治会などの関係機関と連携した消費者教育を推進します。

### ●居住環境の整備に向けて

- ・ 空き地や空家等の適正な管理に努め、効果的な活用が行われるよう、所有者への働きかけや意識づくりを行います。

### ●交通体系の整備に向けて

- ・ 道路景観の向上をめざし、市民一人ひとりの環境美化意識の向上に努めます。
- ・ 市民・交通事業者・行政が一体となって地域の実情にあった公共交通網を整備します。
- ・ 鉄道事業者・営業バス事業者と協働で駅前広場のあり方について検討します。